

利府町まち・ひと・しごと創造ステーション tsumiki
委託販売スペース使用条件承諾書

使用者名
代表者名
住 所
電話番号

利府町まち・ひと・しごと創造ステーション委託販売スペースの使用に当たり、次の条件を全て承諾します。

1 委託販売の運営等

- (1) 委託販売品の納品確認、販売、売上管理等、委託販売に係る管理運営については、町からの受託業者一般社団法人 **GrannyRideto** の施設スタッフが行うものとする。
- (2) 利府町まち・ひと・しごと創造ステーション条例、条例施行規則等を遵守すること。

2 納品方法

- (1) 納品日、数量、販売単価、回収予定等を記載した書類を添付し直接納品すること。
- (2) 納品時の買取りは行わない。(売れ残った商品は返却するため直接引取りに来ること。)
- (3) 委託販売品の在庫がなくなった場合には、施設スタッフとの協議により、できる限り再納品するよう努めること。

3 販売方法

- (1) 食品の委託販売品には、消費期限・成分表示等、必要な表示ラベルを貼付すること。
- (2) 値札やPOPなど、商品の販売促進に必要なものは出品者が準備すること。
- (3) 出品者においてもHPやFacebook等により広く周知を図ること。

4 保管・精算方法

- (1) 委託販売品の売上金については、施設の電子レジスター及び金庫で管理し、翌日の午前中に専用の銀行口座に入金し、精算時まで保管するものとする。
- (2) 委託販売品の売上げについては、使用申請期間(月末)で締め、振込手数料及び委託販売スペース使用料(食品の場合:売上の10%、物品の場合:売上の15%)を差し引いた金額を指定の口座に振り込むものとする。
- (3) 委託販売品の売上げが少額のため、振込手数料を差し引くことができない場合は、現金で精算するものとする。

5 その他留意事項

- (1) 明らかに施設運営上の瑕疵があると認められる場合を除き、災害や事故・盗難等により、委託販売品及び委託販売品の売上が紛失、き損した場合は、免責とする。
- (2) 食品の委託販売品の調理・納品においては、食中毒を引き起こさないよう衛生管理を徹底するとともに、委託販売品の陳列・取扱等において、特に注意すべき事項がある場合は、事前に施設スタッフに申し出ること。
- (3) 委託販売品の購入者から、商品に関するクレームが発生した場合は、適正に対応すること。
- (4) その他、委託販売において疑義が生じた場合は、町担当者、施設スタッフ及び出品者との協議により決定するものとする。